

## ～ 徳島税務署からのお知らせ～

# 確定申告会場 (所得税および復興特別所得税・ 贈与税・消費税および地方消費税) は、 2月17日(月)からです!



※2月16日以前は、申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。

※申告書提出のみの場合は、徳島税務署1階総合受付又は『郵送』にてお願いします。

**開設場所** アスティとくしま (徳島市山城町東浜傍示1-1)

**開設期間** 2月17日(月)から3月16日(月)まで

※土・日・祝日を除く。ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は開場します。

**受付時間** 午前9時から午後4時まで(混雑時には、受付を早めに締め切ることがあります。)

※徳島税務署庁舎内には確定申告会場を設置していません。

### Point 1 スマホ・パソコンで申告書が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、スマホやパソコンで確定申告書が作成できますので、ぜひご利用ください。

なお、作成した申告書はデータで送信(事前手続きが必要)または、印刷して提出することができます。



確定申告書等  
作成コーナーの  
QRコード

### Point 2 マイナンバーをお忘れなく!

マイナンバー(12桁)の記載



本人確認書類の提示または写しの添付

スマホやパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません!

### Point 3 消費税の軽減税率にご注意を!

令和元年10月1日から消費税率の引き上げ(10%)と同時に、軽減税率制度が実施されています。

決算書類(青色申告決算書等)に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税の確定申告書の作成ができません。**

売上げや仕入れ(経費)に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告を作成するには、**「区分経理」**を行う必要があります。課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページに掲載している「課税取引金額計算表」等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

### Point 4 申告と納税はお早めに!

税目	申告・納税期限	振替納税の口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	口座振替はご利用できません

【お問い合わせ先】 徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町三丁目54 ☎088・622・4131  
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)